

令和3年度（第72回）

全国労働衛生週間メッセージ

三重労働局長 西田和史

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており、今年で72回目を迎えます。

本年度は

「向き合おう！ ころとからだの健康管理」

を全体のスローガンとして展開するとともに、副スローガンとして、

「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」

を設け、事業場に新型コロナウイルス感染防止の徹底を呼び掛けることとしています。

三重県内の労働衛生を取り巻く状況を見ると、昨年の三重県で働く一般労働者の年間総実労働時間は、依然として、2,000時間を超える状況で推移し、昨年度も、脳・心臓疾患事案で3件、精神障害事案で6件が労災認定されています。

一方で、何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は、小規模事業場（労働者数50人未満）では6割にとどまり、治療と仕事の両立支援に取り組む事業場の割合も全体で2割程度にとどまっています。

また、職業性疾病では、依然として腰痛が全体の4割以上を占め、そのうち60歳以上の高齢労働者が占める割合は増加傾向にあり、酸素欠乏症による死亡災害が2年連続で発生しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症による事業場内での集団感染事案が多く発生しており、昨年は休業4日以上の子患者が62人、本年は既に200人を超えるペースで労働者の感染が続いている状況にあります。

このような状況を踏まえ、長時間労働による健康障害防止対策やメンタルヘルス対策の推進、高齢者が安心して安全に働けるよう健康づくりの推進、がんや脳・心臓疾患などの治療と仕事を両立できる環境の整備とともに、各事業場の実態に即した新型コロナウイルス感染予防対策を徹底し継続することが求められています。

皆様方におかれましては、経営トップの強い決意のもと、労使協力により自主的な労働衛生活動を展開し、高齢者を含むすべての働く人々が心身ともに健康で安心して働き続けることができる職場環境を構築していただくことを祈念いたします。



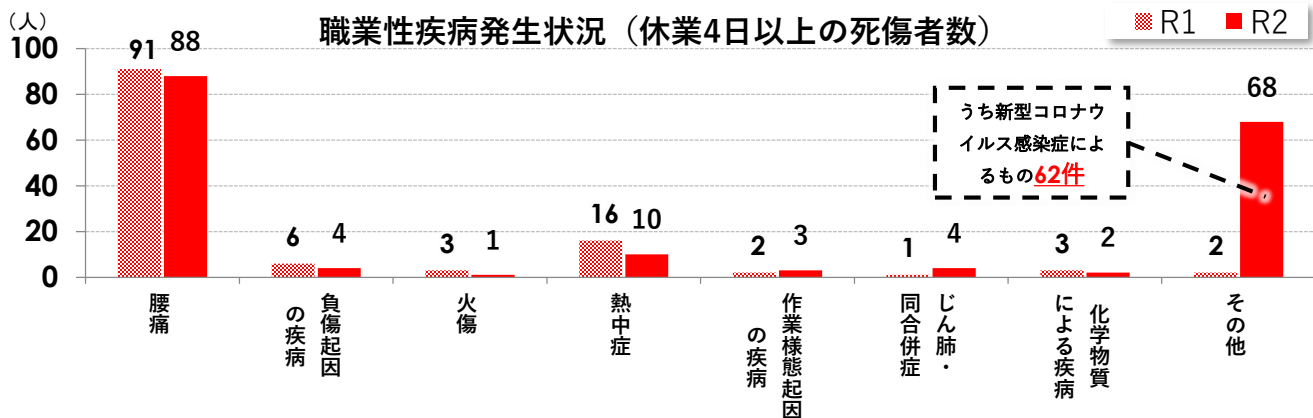
令和3年度（第72回）全国労働衛生週間

期 間 令和3年10月1日～10月7日

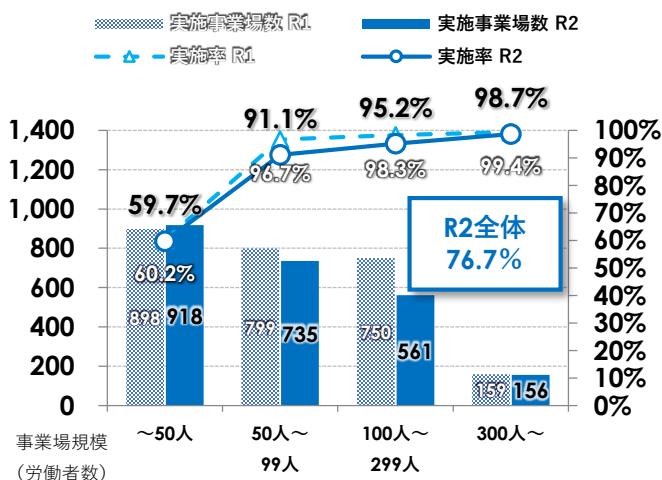
準備期間 令和3年9月1日～9月30日



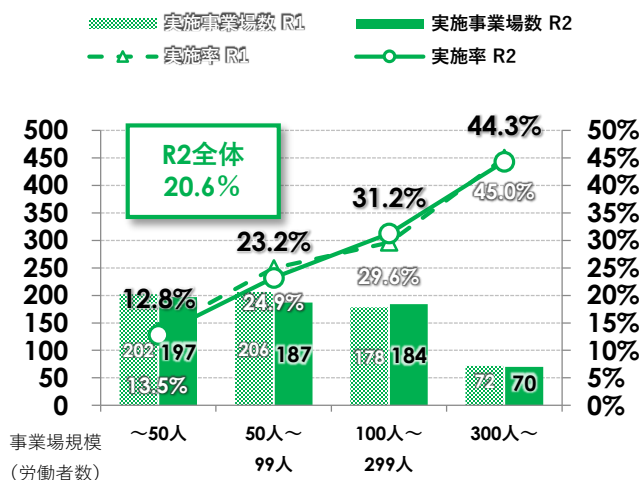
【三重県内における労働者の健康を取り巻く状況】



メンタルヘルス対策取組状況



仕事と治療の両立支援取組状況



労働衛生に関するお知らせ

◆9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

労働安全衛生法に基づく健康診断の実施及び健康診断結果についての事後措置（医師の意見聴取及び意見に基づく就労上の措置）を必ず実施してください。

◆建築物等解体工事における石綿ばく露防止のための措置が強化されました

建築物や工作物の解体を行う場合の事前調査、一部建材の措置に関する規制が強化されました。

◆溶接ヒュームが特定化学物質に追加されました

金属アーク溶接等作業により発生する「溶接ヒューム」について、特定化学物質を取扱う作業としての措置義務（換気装置、作業主任者、特殊健康診断）が追加されました。

詳しくは、「三重労働局 労働衛生特設ページ」をご覧ください
<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/roudouisei.html>

